

ある組合へ 式典に100人



理事長

感のある組合として進んでいきたい」と述べた。

また橋下徹大阪府知事のメッセージでは、「新しい技能、技術の研究開発などに取り組み、努力されてきた。長年、培われてきた技術、ノウハウを生かし、大阪の建設業界をリードし、発展してほしい」とエールが送られた。

また式典では、骨髄移植推進財団への寄付金も贈呈された。

動、交通災害防止の啓蒙(けいもう)活動を重点実施施策として実行、安全文化の定着の徹底を図る」といった社長メッセージを代読。

続いて中澤支店長は「人間尊重、安全最優先の施工を目指して、万全の安全管理を図る。また、ペンタコスモスの実践で無事故無災害を達成する覚悟だ」と決意を語った。

無事故、無災害を目指していく必要がある」とあいさつした。

また五十嵐代治・中日本建築支社長は「災害発生件数が減少しているものの、少し間違えれば重篤災害につながるような状況もあった。今一度、基本方針に立ち返り、すべての現場から危険な個所を排除し、安全活動に取り組んでほしい」と訴えた。

安全大会

を



支店長

る

しい」と呼

けた。

藤保雄・中

土木支社長

ヒューマン

ーを排除

現場でのコ

ニケーショ

いたい。地

業としても



中井会長

か、「大阪ええとこそうせいプロジェクト」事業としての連続企画を展開する考えを紹介した。

08年度事業では各委員会事業や初めて実施した学生対象見学会のほか、建築工事実務講習会、大阪「かくれかまもと」再発見コンクール、

建設業、安全文化への一歩

全5回

寄稿 日本シンクタンク社長 那須 顕一 ②

前回に続き、労災事故に備え、被災者の手当てについての重要ポイントとして挙げるのは、「保険金請求権は誰のもの？」です。

ある地方都市での話です。重機オペレーターの方(A社従業員)が現場で後遺障害(1級)が残る事故に見舞われました。雇用企業A社は、団体傷害保険(死亡・後遺障害1,000万円)に加入していたので、それを慰謝料として使おうと請求手続きを取った矢先、被災者側弁護士からの訴状とともに、裁判所からの保全命令が来て、保険金の1,000万円が差し押さえられてしまいました。

保険金請求権は誰のもの？

本来、保険料は雇用企業A社負担で掛けている団体傷害保険であり、差し押さえ対象になることは考えにくいのですが、それが現実には。

その考えられないことが現実起こった理由は、本来、傷害保険において保険金を受け取る資格(保険金請求権)があるのは被災者(=従業員)であること。

つまり、元々その保険金は企業の物ではなく、被災者の物とする考え方で、これに基づくと、差し押さえられた保険金1,000万円は、雇用企業A社からの損害賠償金の補てんとして認められないとされ、被災者から雇用企業A社に対し4,300万円が請求される事態に発展しました。

後に、大手ゼネコンの中では、協力企業への労災の保険加入義務付けの内容において、加入すべき保険は傷害保険系商品ではなく、保険金請求権が雇用企業側にある企業防衛系(賠償色の強い)災害保険商品への加入を徹底する会社も出てきました。

具体的には、企業防衛系の賠償的保険商品は4種類だけだと明示している企業もあります。

自分の会社の加入されている保険はどうですか。災害における被災者手当て&企業防衛の三つ目のポイントは次回に。

それでは皆さま、どうぞご安全に！

▷日本シンクタンクホームページ<http://www.j-tinktank.com>

※毎週金曜日掲載

企業防衛系商品に加入する会社も

きょうキックオフ総会を 大阪EVアクション協議会

大阪府は、電気自動車と太陽として「大阪EVアクション協光パネルの普及を通じ、低炭素議会」を設立。きょう19日にキ社会的構築と新エネルギー関連ックオフ総会を開催する。

大阪府